

仕様書

1 業務名

小河内水源地栗野系No. 1 吐出電動弁取替業務

2 実施場所

下関市豊北町大字栗野2515-1 小河内水源地

3 契約期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

4 実施内容

(1) 既設電動操作機運搬

既設電動弁（別図1）の電動操作機の離線を行った後、下関市上下水道局北部事務所まで運搬すること。

(2) 仮設SUS製両フランジ短管撤去

仮設SUS製両フランジ短管を取り外し、既設配管のフランジ面の清掃を行った後、取り外した仮設SUS製両フランジ短管は局職員に引き渡すこと。

(3) 新設電動弁設置

ア 新設電動弁の据付及び結線を行うこと。

イ 取り外した各フランジ3か所は、非アスベストシートガスケットを使用してフランジ接合を行うこと。

ウ 金属製可とう電線管の取替えを行うこと。

(4) 新設電動弁動作試験

ア 設置完了後、絶縁抵抗測定を行うこと。

イ 機器動作試験時に電流測定を行うこと。

ウ 配管接続箇所の水漏れ確認を行うこと。

エ その他異常の有無を確認すること。

5 新設電動弁仕様

(1) 水道用仕切弁

ア 製造 株式会社 清水鐵工所

イ 製品名 電動式仕切弁（片勾配）

ウ	口 径	100 mm
エ	フランジ	J I S 10K R F
オ	弁軸方式	外ねじ式
カ	据付方法	平置き形
キ	試験圧力	2.3 MP a (耐圧)
ク	弁座漏れ	1.0 MP a
ケ	主要材質	弁 箱 : F C D 4 5 0 - 1 0 弁 体 : F C D 4 5 0 - 1 0 弁 棒 : S U S 4 0 3 弁箱弁座 : S U S 3 0 4 弁体弁座 : S U S 4 0 3
コ	面間寸法	250 mm
サ	質量(参考)	約110 kg
シ	開閉方向	左回り開き
ス	内面塗装	水道用エポキシ樹脂粉体塗料

(2) 電動操作機

ア	製 造	西部電機 株式会社
イ	本体形式	L T K D - 0 1
ウ	出 力	0.2 kW
エ	制御電源	220 V 60 H z
オ	動力電源	220 V 60 H z
カ	開閉時間	約31秒
キ	回転速度	28.5 m i n ⁻¹
ク	ハンドル	約15回転
ケ	定格電流	1.5 A
コ	始動電流	7.6 A

(3) 外面塗装

ア	プライマ	ジンクリッチプライマー
イ	下 塗	エポキシ樹脂塗料
ウ	中 塗	ポリウレタン樹脂塗料

エ 上 塗 ポリウレタン樹脂塗料

オ 仕 上 色 マンセルN5.5

(4) その他

ア 非アスベストシートガスケット×3枚

(φ100mm×JIS10K×t=3mm)

イ SUS製ボルト、ナット及びワッシャー×1式

ウ 金属製可とう電線管×1式

6 撤去運搬対象機器

(1) 吐出電動弁

ア 製 造 株式会社 清水鐵工所

イ 製 品 名 電動式仕切弁 (片勾配)

ウ 口 径 100mm

エ フランジ JIS 10K RF

オ 製造番号 ES21004

カ 備 考 弁箱及び弁体については現場から撤去済

(2) 電動操作機

ア 製 造 株式会社 島津製作所

イ 本体形式 SS-11A-WT-AZ

ウ 制御電源 220V

エ 動力電源 220V

オ 製造番号 JZ10640101

7 提出書類

(1) 作業前

ア 業務打ち合わせ簿 随時

イ 機器製作仕様書・製作図承諾申請書 2部 (1部返却)

(2) 完了時

ア 成果報告書

イ 業務写真 (実施前、実施中、実施後) 1部

ウ 完成図書 1部

(ア) 機器製作図

- (イ) 機器構造図及び機器寸法図
 - (ウ) 工場試験成績表
 - (エ) 維持管理に必要な運転要領書（取扱説明書等）
- (3) 設備台帳登録用データ（CD-R） 1式
- ア 機器製作図（形式：PDF又はTIFF）
 - イ 機器構造図及び機器寸法図（形式：PDF）
 - ウ 工場試験成績表（形式：PDF）
 - エ 取扱説明書（形式：PDF）
 - オ 業務写真（形式：PDF）

8 実施に当たっての注意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、水道工事標準仕様書、水道管布設工事共通仕様書、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務の実施日時は、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、業務上で必要がある場合は、委託者及び受託者で協議の上、時間を変更して業務を行うことができる。
- (3) 受託者は、業務の実施前に現地調査を行い、作業が円滑に行えるよう事前に確認すること。
- (4) 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (5) 機器の積み下ろしに際しては、人力又はクレーン等により行うが、衝撃等を与えず、機器を損傷させないように十分に注意すること。
- (6) 材料は直接地面に接しないように副資材を利用して敷物の上に置き、直射日光、ほこり等を避け保管すること。
- (7) 機器の搬入及び搬出など騒音・振動を伴う作業に当たっては、環境保全に十分配慮し、排出ガス対策型機械等を使用するなど、公害対策に万全を期すこと。
- (8) 動力電源の遮断等については、委託者が行うこととする。
- (9) 既設構造物に損傷を与えたときは、速やかに委託者に報告し、受託者の負担で復旧すること。
- (10) 受託者は、本仕様書等に明示していない事項であっても、実施又は技術

上当然必要と認められる箇所は、委託者と協議の上実施に当たること。

9 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上